

毎週火・金曜日発行

# 島根県報

第一、四〇三号

平成十四年九月十七日

(火曜日)

## 告 示

### 目 次

- 平成十四年九月定例県議会の招集 (財政課) 一
- 身体障害者福祉法の規定による医師の指定 (障害者福祉課) 一
- 土地改良事業変更計画書の縦覧 (農村整備課) 二
- 土地改良事業施行の認可 (農村整備課) 二
- 換地処分(四件) (農林整備課) 二
- 解除予定保安林 (森林整備課) 三
- 大規模小売店舗立地法の規定による市町村の意見の概要 (商工企画課) 三
- 公 告 (農村整備課) 三
- 地積を特に減じて換地を定める土地の指定 (都市計画課) 四
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 四
- 選管告示 地方自治法並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定する有権者数 (農林整備課) 四
- 人委規則 島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (農林整備課) 五

## 告 示

## 示

### 島根県告示第八百三十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百一条第一項の規定に基づき、平成十四年九月二十五日定例県議会を松江市に招集するので、同条第二項の規定により告示する。

平成十四年九月十七日

島根県知事 澄 田 信 義

### 島根県告示第八百三十四号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則(昭和三十四年島根県規則第十七号)第二条の規定により告示する。

平成十四年九月十七日

島根県知事 澄 田 信 義

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
佐藤 達明	耳鼻咽喉科	島根医科大学 医学部附属病院	出雲市塩治町八九一	平成十四年八月三十日
浜崎 尚文	心臓血管外科	国立浜田病院	浜田市黒川町三七四	〃
柳川 崇	呼吸器科	国立浜田病院	浜田市黒川町三七四	〃
渡邊 建司	脳神経外科	国立浜田病院	浜田市黒川町三七四	〃
長尾 聖一	脳神経外科	六日市病院	鹿足郡六日市町大字 六日市三六八―四	〃

殿元 康仁	外科	六日市病院	鹿足郡六日市町大字 六日市三六八―四	〃
李 進舜	整形外科	松江赤十字病院	松江市母衣町二〇〇	〃
樋上 弓子	耳鼻咽喉科	松江赤十字病院	松江市母衣町二〇〇	〃

島根県知事 澄田信義

島根県告示第八百三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良区理事長から土地改良事業の変更施行について認可の申請があり、同条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により審査の結果、土地改良事業計画の変更を適当と決定したから次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成十四年九月十七日

島根県知事 澄田信義

事業主体名	事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
松江市 土地改良区	山中上地区農道事業 (地すべり関連事業) 熊山地区農道事業 (地すべり関連事業) 上寄地区農道事業 (地すべり関連事業)	土地改良事業 計画書の写し	告示の日から 二十一日間	松江市役所

島根県告示第八百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次のとおり新規土地改良事業の施行を認可した。

平成十四年九月十七日

事業主体名	事業名	認可年月日
八束郡鹿島町土地改良区	山垣地区用排水施設事業（非補助土地改良事業） 佐太講武地区農道舗装事業（非補助土地改良事業）	平成十四年九月九日

島根県告示第八百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、平成十四年八月十九日付けで県営土地改良事業に係る美川西地区第一工区の換地処分をしたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成十四年九月十七日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第八百三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、平成十四年八月二十八日付けで県営土地改良事業に係る美川西地区第二工区の換地処分をしたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成十四年九月十七日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第八百三十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、平成十四年八月十九日付けで県営土地改良事業に係る美川西地区第三工区の換地処分をしたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成十四年九月十七日

島根県知事 澄田信義

## 島根県告示第八百四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、平成十四年九月六日付けで県営土地改良事業に係る飯石北地区竹之尾工区の換地処分をしたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成十四年九月十七日

島根県知事 澄田信義

## 島根県告示第八百四十一号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十四年九月十七日

島根県知事 澄田信義

## 一 解除予定保安林の所在場所

簸川郡多伎町大字多岐一六二三の六、大字久村一五三の五、二三九五の七、二三九六の六

## 二 保安林として指定された目的

風害の防備

## 三 解除の理由

発電施設用地とするため

## 島根県告示第八百四十二号

平成十四年島根県告示第四百九十八号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により出雲市から意見を

聴取したので、同条第三項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成十四年九月十七日

島根県知事 澄田信義

## 一 大規模小売店舗の名称及び所在地

生鮮食品おだ出雲店 出雲市矢野町八六四―一外

## 二 意見の概要

- 1 市道渡橋平野町線からの入口については、北側の一箇所にすること。
- 2 市道渡橋平野町線における右折レーンの設置、ゼブラゾーンの改良等を実施する際には、関係機関と十分に協議し、所定の手続きをすること。
- 3 駐車場北側の植栽を低植栽にし、出入口の見通しを確保すること。
- 4 店舗前、駐車場間にある水路について、転落防止のため防護柵を取り付けること。

## 三 縦覧場所

出雲市商工振興課（出雲市今市町一〇九番地一）

## 四 縦覧期間

告示の日から一月間

## 公

## 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三条の二の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業千家地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、地積を特に減じて換地を定める土地として指定したので、同条第二項において準用する同法第五十三条の二第三項の規定により公告する。

平成十四年九月十七日

島根県知事 澄田信義

## 一 従前の土地の表示

市郡町村	大字	字	地番	地目	地積 (平方メートル)	特に減ずる地積 (平方メートル)	摘要
斐川郡	併川	神立	二五〇一三	田	一、〇五二	二二七	
〃	〃	千家	九六三一	〃	九〇九	二二七	
〃	〃	神立	三〇四	〃	一、〇六二	二二七	
〃	〃	〃	二五六	〃	一、〇二一	二二七	
〃	〃	千家	一、〇四五	〃	一、〇二一	二二七	
〃	〃	〃	一、一二九	〃	一、〇二一	二二七	
〃	〃	神立	六二七	〃	一、二三〇	二二七	
〃	〃	〃	六三〇	〃	一、五〇六	二二七	
〃	〃	千家	一、〇三七	〃	一、二七四	二二七	
〃	富村	〃	一、四一四	〃	一、〇一一	二二七	
〃	併川	神立	六一九	〃	一、〇〇六	二二七	

二 指定年月日  
平成十四年九月六日

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十四年九月十七日

島根県知事 澄田信義

一 開発区域

出雲市常松町三五三番地三 外八筆  
面積 八、一八二・〇二平方メートル

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

出雲市大津町八二〇番地  
出雲一畑交通株式会社 代表取締役 勝部克己

選挙管理委員会告示

島根県選挙管理委員会告示第三十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項、第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八十一条に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数又は三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成十四年九月十七日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数  
一一、一三五

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）  
一六七、七九〇

三 地方自治法第八十条第一項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

八束第一選挙区	六、六九四
八束第二選挙区	五、三四二
八束第三選挙区	四、二四八
能義選挙区	四、〇一三
仁多選挙区	四、五六一
大原選挙区	八、六一四
飯石選挙区	五、八六二
簸川第一選挙区	七、二一九
簸川第二選挙区	三、九四二
簸川第三選挙区	四、四七二
瀬摩選挙区	二、五二〇
呂智選挙区	八、〇一一
那賀選挙区	五、〇八三
鹿足選挙区	四、九九四
隠岐選挙区	六、八三七
松江選挙区	三八、二七三
浜田選挙区	一一、二七三
出雲選挙区	二二、六八六
益田・美濃選挙区	一四、五四八
大田選挙区	九、二二一
安来選挙区	八、一八八
江津選挙区	六、七七六
平田選挙区	七、八七七

四 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

一六七、七九〇

### 人事委員会規則

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年九月十七日

島根県人事委員会委員長 吉岡 瑩

#### 島根県人事委員会規則第十四号

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年島根県人事委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。別表第三十三中

町長部局	課長 総務課主査 庶務係長 行政係長 財政係長
------	-------------------------

を

町長部局	課長 行政改善推進室長 総務課主査 庶務係長 行政係長 財政係長
------	----------------------------------

に改める。

別表第四十三中

町長部局	課長 総務課課長補佐
------	------------

を

町長部局	課長 総務企画課課長補佐
------	--------------

に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

